

(3) 団体の代表者等から説明

① NPO法人 要約筆記 高知・やまもも

Aさん：聴覚障害者の第一言語は手話とされています。ところが、手話が通じない、あるいは通じにくい聴覚障害者の存在があります。中途失聴者・難聴者といわれる方々は手話を第一言語とせず、それまで使って生活してこられた日本語を第一言語とします。要約筆記はそういう方々のために文字でその場の情報をその場で伝えきる同時性のある文字通訳とされています。要約筆記の種類には、手書き要約筆記とパソコン要約筆記があります。利用者が多人数の場合はスクリーンに文字を上げて見ていただきます。そして、利用者が1人または2人の場合は、利用者の横で紙に文字を書いて見ていただきます。これをノートテイクといいます。この方法を利用者の人数により使い分けます。人の話す速さは1分間に400字から700字あまりとされています。それに対して、書く速さは20%です。こうしたことから、聴覚障害者・難聴者の方々に情報保障するには要約が必要となります。私たち要約筆記者の目的は、難聴者・中途失聴者の方々が社会に出て健聴者と同じように行動するための支援です。最終目標は、そういう支援を通してお互いに誰もが支え合い、助け合う社会を目指しています。

次に、派遣現場での体験の話をします。ある講演会に要約筆記の派遣で行った時、講演が終わり拍手がもう鳴り止むときに、1人の高齢の男性が立ち上がり大きな声で「今日の講演は本当に良かったと思う。だけど、わしが一番えいと思うのはあれじゃ。」とおっしゃいました。「あれ」の方向を見たら、要約筆記のスクリーンがあったわけです。その時私は嬉しく、そして驚きました。最近、講演が終わった後に私たちが荷物を片付けていると、わざわざ私たちのところに帰りに立ち寄って、「今日の話はおかげでよう分かった、ありがとう。」と言ってくださる方がそれほど珍しくなくなってきたことに気がつきました。本来、要約筆記は中途失聴者・難聴者の方々の支援を目的に生まれたものです。ところが、気がついたら手帳をお持ちでない普通の方々から、「良かった」、「便利だ」という声を聞くことが増えたことは、要約筆記が一つの枠を超えて利用されているのかもしれないというのが私の感想です。要約筆記が自分たちにも役に立つと気がついただければ、難聴者の方々が社会に理解を得られるわけです。大きな声だけではなくて、書けば言葉は通じることに気がつく方が増えていくわけです。ところが、「要約筆記って何？」と言われる場面もやはり多くあります。そこで、県の職員の皆さんにお願いしたいのは、研修などにぜひ手書き要約筆記、またはパソコン要約筆記を体験していただきたい。そうすれば聴覚障害や難聴についてより理解が深まると思いますし、また別の使い方の場面も生まれるかもしれません。そして、県と市町村の連絡会の時に要約筆記を紹介していただければ、市町村の担当者が自分のところの聴覚障害者の方々はどうなっているんだろうとか、難聴の方々は何人いるんだろうとか、あるいは要約筆記者はどうなっているんだろうと思いを馳せることも可能です。もしその何分の1でも実行に移されれば、高知市以外の地域で聞こえないことでひっそり暮らしている方が地域の普通の生活ができる場に出てこられる機会があれば、明るくなり誰にでも優しい社会に一步でも近づくのではないかと思います。また、県や公的な会が主催する、なるべく多くの会に手話ある

いは要約筆記を付けていただきたいと思います。

それともう一つお願いがあります。私たちが派遣に行く時にはパソコンとプロジェクタ、手書きはプロジェクタとOHC2台とその他諸々の機材を持って行きます。私たちにはそういう荷物があり、派遣の要請を受けた時に人員を確保するよりも、スクリーンが乗る大きさの車を手配するのに苦労する場面が多々あります。最近、サブスクリーンを用意してくれる会場がかなり増えてきましたが、会によっては「スクリーンを持って来てください。」と言われるところが少なくありません。なので、スクリーンを会場に準備してくださる配慮をしていただければ、大分楽になると思います。

三つ目のお願いは、聴覚障害者や難聴者がいる場合、あるいは要約筆記がつく場合、手話も同じだと思いますが、話すスピードを比較的ゆっくりしていただければ、私たちは情報をより近いものとして伝えることが可能です。どうぞご配慮よろしく願います。

② NPO法人 高知県難聴者・中途失聴者協会

Bさん：「耳マーク」の普及と文字による情報保障の2点を提案します。難聴者・中途失聴者は見かけも普通で言葉も普通に話せますが、聞こえない苦痛や不便、不自由な思いが理解されず、偏見や誤解を受けやすい、人との関係の障害があると言われます。公共施設や病院などを利用する時に、受付でいつ自分が呼ばれるかと必死で窓口を見つめていなければならない、聞こえなければそのまま後回しになるし、また聞き間違っ返事をしたりして大変神経が疲れます。そして、受付をじろじろ見ていると変な誤解を受けることもあります。聞こえないことは周りに非常に神経を使います。例えば、健康診断で胃の検査をした時ですが、始めに「耳が聞こえませんか。」と断っておくと承諾してくれましたが、何度指示されても分かりませんでした。やはり、文字盤などで示してもらえたら一番いいと思います。そして時間がかかっていろいろと手間をかけ、後の人が待っていると思ったら非常に肩身の狭い思いをします。また、人前で大きな声で言われることがあり、恥ずかしい思いをします。そういうことで、難聴者のシンボルマークである「耳マーク」を普及して障害そのものの理解を求め、筆談や電光文字盤の設置、信号機や手招きなどによるコミュニケーションの支援環境を整え、難聴者・中途失聴者の社会参加をサポートして欲しいと思います。難聴者協会に入っている難聴者はほんの一握りです。ほとんどの人は影に隠れて出てこない。要約筆記を見た時にそういう人が文字でよく分かって、それを見て嬉しかったことがあります。

二番目として、文字による情報の保障をお願いしたいです。公的な催しや会合などに常に要約筆記での情報保障などがあれば、難聴者も普通に参加できると思います。また高齢者の中には難聴になっても障害者という意識が薄く、手帳の申請を嫌う人がいます。手帳がなくても要約筆記の申請を自由にできるようにしてもらいたいと思います。それから、難聴者の中でも手話のできるのは多くて20%前後です。この前の県の広報では手話だけでやっていましたが、多くの難聴者は分かりませんから、手話の通訳が出る場合は文字表示をして、同じ難聴者でも分かるようにしてもらいたいと思

います。

それから、中途失聴者は自分の安定した生活が壊れてしまい、新たに障害者として生きていく希望を持つまでにはなかなか苦しい時期があります。うつ病になったりする人もいますが、そういう場合に要約筆記に出会ったときに、希望を持って元気に社会参加していく意欲ができるわけです。難聴者にも要約筆記を知らない人が多いと思います。県は、要約筆記の存在が隠れた難聴者に分かるようにポスターを作って、市町村の見やすいところへ掲示して、病院に行く時には要約筆記が利用できるとPRをしてもらいたいと思います。

それから、中途失聴者・難聴者は聞き違いをします。健聴者社会に遠慮がありますから、聞こえた振りをしてごまかすわけです。そういうことが後でトラブルの原因になります。かつて買い物に行った時に人が急に動き出し、何事が起こったのかと思ったらタイムバーゲンでした。緊急事態があってもマイクだけで通知しても難聴者は分からないので、音声だけでなく文字で伝達する重要性も県は尊重していただきたいと思っています。

③ 財団法人 高知県身体障害者連合会

Cさん： 身体障害者は聴覚、あるいはろうあ者、視力、肢体、内部障害者と大きく分類できると思います。

今の情勢は、私どもが福祉策を語る会を望んでいるのに、福祉策がどういう方向で進んでいるのか非常に分かりにくいです。私たちとしては、今は日本身体障害者団体連合会単独ではなく、日本の障害 12 団体が入っている全国組織の JDF 日本障害フォーラムでまとめて鳩山総理大臣宛に、「早く法の発動を始めて欲しい」とお願いの文書を提出しました。一つだけいいますと、「当事者参加の下に検討態勢を発足するため、1日も早く法的根拠に基づいて、障害者制度回復推進本部並びに推進委員会を設置して欲しい」ということを含めて3点の要望をしています。まだ返事がありません。各政党にお送りして、「ぜひ、具体的に進行して欲しい。」と進めています。問題を三つ提案します。

一番大きな問題は在宅就労です。身体障害者が外出をすることの大きな危険、リスクを負うことなく、在宅で仕事できることが非常に大事です。今一般企業からいろいろな注文をもらっているけど、やはり仕事量が少なく、お互いに分け合わないといけない。ネットで「それでは今回はあなたがしてください」、「あなたがしてください」と分け合っているという話も聞きます。できましたら、公的機関、県並びに市町村の団体からアウトソーシングしてどんどん発注していただきたい。そして、在宅就労を何とか形にして欲しい。私は厚労省に話をしたけれど、在宅就労を就労と考慮してくれないので非常に困っています。けれども、特に身体障害者関係においては在宅就労は非常に大きな問題であると考えて、重点的に検討していただきたいと思います。

それから二番目は、今県も盛んに努力をしている災害対策についてです。けれども、これは公助なんです。特に身体障害者にとってはいわゆる災害と共助は一体物であるという考え方で進んでいます。共助がなかったら公助は待てないだろうと。いわゆる

一番先が共助だということを私どもは念頭におき、それではどうやって解決したらいいだろうと検討しました。私はいの町ですので、いの町長さんと話しをしたら、「それはぜひやったらいい。」ということで、障害者の地域見守り台帳を作り、障害者団体に障害者一人ひとりを掘り出して名簿を提出してもらおう。そして大きな壁になるのが個人情報保護条例で、これを破るためにはやはり本人に納得して署名をもらう形で取り組んでいこうと。いの町の場合、障害者が全部で1600人くらいいます。約5年をかけてやっていき、一つの形ができれば、みんなが安心して、いわゆる個人情報には外に漏れないという形ができるのではないかと考えています。これは一つの実験例ですが、ぜひ個人情報をクリアできる形で、共助がうまくいける形を県でもご検討賜りたいと思います。

それと、高知県視力障害者の生活と権利を守る会からの要望で、災害時に各市町村に公的な避難場所はあるけど、誰もが知っている避難場所がないからマップを作って欲しいです。この障害マップ、避難場所マップは、急いでやって欲しいと思います。

それともう一つ、法的にきちんと制約のある障害者用駐車場が全国でも非常に問題になっていて、障害者が安心していつでも利用できるような形にして欲しい。これは私の感覚かもしれませんが、駐車場が混んでいると、「あそこが空いている」と平気で入って行っている。平成18年に佐賀県が障害者のパーキングパーミットという条例を作り、障害者あるいは高齢者、妊婦さんが安心して使える形を県が推進しています。これによりモラルのアップを図っている。何とか創意工夫をして欲しい。県内大手スーパーさんは自社で「障害者以外は駄目です。」という利用券を出しています。これが県内で統一してできるとこれがある人はここへ置けるという全般的な認識ができてくると考えています。これをぜひ検討して欲しい。先月、いの町に新しく「あったかふれあいセンター」が全然事例のない形で開所しました。平均利用者が現在1日80名くらいで、いろいろな団体の予約も入っています。団体その他によってこのあったかふれあい事業が本当に生きた形を作っていく一つの基になりたいと頑張っています。

知事コメント

確かに要約筆記は難聴者の方、中途失聴者の方々にとってなくてはならない道具だと思いましたし、また、特に高齢・加齢に伴って段々難聴になってこられた方々にも本当に必要なことですし、そして、私どもにとっても便利ですね。これはいろいろな意味において普及させていくべき話だと実感をしました。私はよく講演をさせていただきます。例えば産業振興計画について説明をする機会が一番多いです。聞いておられる方は、経済のプロもいれば、そうでない方もいます。これがあればお互いに理解を深めやすいです。これができるだけ広がっていくように県として努力をします。要約筆記の派遣は市町村の事業だと思いますが、取り組みが進むようにもっと県が前に出た形で実施することはできないか考えていきたいと思っています。サブスクリーンの配置なども考えていきたいと思うところです。

それから「耳マーク」も絶対的に必要なことだと思いますので、広げていくようにしたいと思います。例えば銀行で「耳マーク」を全店舗に掲示し始めた所もあります。市町村にお

いても、県から窓口設置用の「耳マーク」を交付する取り組みを今進めています。基本的にこれは多くの事業所の皆様方のご理解がないとできないことです。県としても広報・啓発を徹底していきたいですし、皆様方と一緒に「これを設置すべきだ」といろいろな所へ訴えかける取り組みをさせていただきたいと思えます。

要約筆記を派遣する制度があることを、多くの皆さんに知っていただかないといけない。そのために市町村に、例えばポスターを作ってPRをすべきだというお話については、おっしゃるとおりだと思います。さらにテレビ、県の広報番組なども使って、より多くの人に知っていただくようにしたいと思いました。

それともう一つ、要約筆記の派遣事業の対象が聴覚障害のある方に限られているということですが、ユニバーサルデザインの観点から必要なものだと深く思いました。全国でもトップクラスで高齢化が進んでいる本県では必要なものですから、少しその対象が拡大できるような取り組みをしていかないといけないと思ったところです。

「高知県身体障害者連合会」のお話で、まず「あったかふれあいセンター」は本当に素晴らしい取り組みです。多くの市町村の皆さんから手を挙げていただき、本当に嬉しく思っています。これをどうやって県内に広げていくのか。地域の実情に合った「あったかふれあいセンター」である必要があるので、成功例をいろいろな方々にお伝えしていきたいと思っています。

障害者自立支援法改正の話、7月までで廃案になってしまっただけで以降、具体的な動きが現段階で明らかになっているわけではありません。恐らく新政権も発足したばかりで明確な姿を示せないのだと思いますが、私どもとしても、今は国全体としての方向が見えにくい状況になっていると思います。ただ逆に言いますと、そういう状況ですから、「こういうふう改善すべきじゃないか」と提言しやすい時期とも言えます。制度がガチガチに固まっている段階よりも、その前の段階の方がいい（のではない）かとも思えます。私どもは障害者自立支援法関係の政策提言もやってきましたが、これからもそういう取り組みを行っていききたいと思えます。

ご提案の関係でまず第一点、就労、仕事を増やしていく取り組みについては、おっしゃるとおりだと思います。先ほど私がこうしていると申しましたが、当然十分だと思っただけではありません。他方で民間の事業者の皆さんのご理解も得ないといけません。リーマンショック以降の非常に厳しい状況で、いかに公的発注を拡大できるかは大きなポイントだと思っています。（平成）20年3月には、例えば随意契約できる範囲が拡大されました。いわゆるサービスについても契約を結ぶことができるようになったりと、少しずつ拡大をしていますが、例えば県庁でも、できるだけ仕事を掘り起こしていく、また市町村にもその旨をお願いしていきたいと思っています。これには特効薬はないですが、逆にその分コツコツとやっていかなければならないと思っています。

経営コンサルタントの派遣は、大きな成果を上げている場合があるようです。これによって商品の作り方を変えたら売れるようになったということがあるそうです。ぜひ制度の利用も呼びかけていただければ幸いです。

災害対策について、個人情報保護法との関係は大きな問題だと思っています。はっきり申し上げて、本人の承諾があればできることです。また、目的がはっきりしていればいろいろ

な形で情報提供しても構わないはずですが、実際運用面においてはある意味、守りの対応がされて行きすぎていることがあると思います。実は今年の「対話と実行」座談会でもその点をあちこちで言われました。今年4月に「災害時要援護者にかかる個人情報の保護に関する指針」というガイドラインを定めました。市町村に対して、徹底して周知を図ろうと努力しているところです。

さらに、避難手順などをしっかりと定めておくことも重要だと思いますので、今年度中に「災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を全市町村で作ってもらうように取り組みを進めています。この二つを組み合わせ、全市町村で取り組みを今後進めていかなければならないと考えています。

そして、マップのお話はおっしゃるとおりです。来週、「高知県南海地震対策行動計画」本部会議を開きます。その中でも、避難マニュアル、利用可能な施設の把握、障害者の皆様方が避難できる施設をしっかりと把握しておいて、あらかじめ利用できるようにしておく取り組みをしようとして計画に定めているところです。マップづくりは進めていきますが、「南海地震対策行動計画」はアクションプランで今年できたばかり、これから取り組みを始めます。危険な所に障害者施設があるような場合を県内で全部調べました。そういう取り組みを緊急対策として実施しましたが、避難所としてどういう地域が使えるかはこれからの取り組みだと思います。ただ、やるべきことは明確に自覚をしていますので、取り組みを進めていきたいと思っています。

パーキングパーミットのお話は、おっしゃるとおりだと思います。パーキングパーミットは佐賀県と徳島県がやっていますので負けてはいけません、高知県でもやりたいと思います。